

寝屋川市障害福祉計画（第４期計画）〔平成27～29年度〕（素案） パブリック・コメント

《パブリック・コメントの概要》

○意見等募集期間：平成27年２月１日～２月28日

○意見等の提出数：２人 16件

所属名：保健福祉部 障害福祉室

寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）〔平成27～29年度〕（素案）
意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	意見箇所	意見のあらまし	市の考え方
Ⅰ．計画の策定にあたって				
1	1	1. 計画の目的	・「平成27年度から平成29年度の3年間」は「平成27年度から平成29年度までの3年間」とすべきではないか。	・ご意見をふまえ「平成27年度から平成29年度までの3年間」に変更します。
Ⅱ．障害福祉サービス等の推進方策				
2	4	1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方 ① だれもが“自分らしく”共生する地域づくりをめざし、日常生活や社会参加への支援を充実します	・「障害のある人すべてを「権利の主体」である社会の一員として」と書かれているが、「障害の有無にかかわらず全ての人を「権利の主体」である社会の一員として」とすべきではないか。	・すべての人が権利の主体であることはご指摘のとおりですが、本計画では障害のある人への支援に焦点を当て、障害者基本法の地域社会における共生等に関する規定の「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」（第3条の1）に基づいて記載しているため、原案どおりとします。
3	6	2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 1) 障害福祉サービス等の推進における【成果目標】 (1) 地域生活への支援の充実 ① 障害福祉サービス等の推進体制の充実	・どのような事業所連絡会があるのかわかりづらいので、整理して書いてほしい。	・事業所連絡会については、今後、サービス種別をふまえて立ち上げていくよう、自立支援協議会等において検討、協議をすすめていきますので、原案どおりとします。
4	7	2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 1) 障害福祉サービス等の推進における【成果目標】 (1) 地域生活への支援の充実 ③ 地域生活支援拠点等の整備	・地域生活支援拠点では、夜間支援や緊急対応ができる機能、ショート空き情報の共有、在宅生活者やグループホームのサテライトへの支援などを考えてほしい。また、複数の法人がネットワークするなど、柔軟な運営方法も検討してほしい。	・今後、検討組織を設置して地域生活支援拠点の整備に関する検討を行うなかで、ご意見も含めて協議します。

番号	ページ	意見箇所	意見のあらまし	市の考え方
Ⅱ．障害福祉サービス等の推進方策				
5	13	2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】 (1) 障害福祉サービスの見込量 ④ 居住系サービス	・グループホームの整備を促進するには、地域への障害者理解の啓発も同時に推進する必要があると思う。	・22ページの「②地域での理解や支えあいの推進」や33ページの「(1)社会的障壁をなくしていくための取り組みの推進」の記述に基づき、グループホームの整備における取り組みも含め、障害のある人への理解の促進を図ります。
6	18	2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 《任意事業》 ③ 権利擁護支援	・「障害者虐待の未然防止や早期発見」は必須事業ではないか。	・地域生活支援事業について定めた国の「地域生活支援事業実施要綱」において障害者虐待防止対策支援に関する事業は任意事業と位置付けられていますが、障害者虐待防止法で市町村は障害者虐待防止センターの機能を果たすこととされており、本市はこの考えに基づき、事業を実施しています。 本計画においても、引き続きこの考えに基づいて事業を実施します。
7	19	2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】 (3) 障害児支援サービスの見込量 ③ 保育所等訪問支援	・保育所等訪問支援は児童発達支援センターの事業だが、自立支援協議会の障害児部会とどう連携するかがわかりづらいので、部会の位置づけを明確にしてほしい。	・障害児部会の位置づけとしては、資料編の38ページに記載しているように、既設の「サポート手帳活用委員会」に加え、障害児支援の公民協働のネットワークづくりと課題の共有を目的とする部会会議、療育・学齢期の支援の推進のための協議を目的とするワーキング会議、サービス種別をふまえた事業所連絡会などを立ち上げていく計画であり、構成メンバー等は、今後、検討、協議します。よって、原案どおりとします。
8	23	2. 障害福祉サービス等の推進目標と推進方策 2) 成果目標を実現するうえでの【活動指標】 (6) 就労に関する支援をすすめる取り組み ③ 職場定着のための支援の推進	・障害者の就労では定着支援が重要であり、生活支援も含めた継続的な支援が望まれる。	・23ページの「③職場定着のための支援の推進」の記述に基づき、生活面も含めた継続的な支援を推進します。

番号	ページ	意見箇所	意見のあらまし	市の考え方
Ⅲ．障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項				
9	26	1. 地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実 (3) 災害時・緊急時の支援体制の充実 ① 地域での支援体制の充実	・ サービス等利用計画に災害時の対応について情報を記載すると書かれているが、平成27年度から実施するのか。また、どの事業者連絡会と連携するのかがわかりづらい。	・ 今後、計画期間内にサービス種別をふまえた事業者連絡会を立ち上げ、実施方法等の協議を行っていきます。
10	27	1. 地域での自立した生活を総合的に支援する取り組みの充実 (5) 相談支援による“つなぎ”の充実と、幅広い協働による総合的な支援の推進 ① 基幹相談支援センターの機能の充実	・ 計画相談支援事業所や児童発達支援事業所が増えて、障害児の全体的な状況が把握できなくなることが懸念されるため、基幹相談支援センターが中心となって事業者連絡会を充実してほしい。	・ 事業所連絡会については、今後、サービス種別をふまえて立ち上げていくよう、自立支援協議会等において検討、協議をすすめていきます。
11			・ 《権利擁護・虐待防止》の項の「支援困難ケースにおける虐待を防止するための支援」とはどういうことか。	・ 支援を行ううえで多くの問題があるケースなどで、権利侵害や虐待などが発生する恐れが大きいことをふまえて記述したもので、34ページの「虐待や権利侵害の防止と適切な対応の推進」などの項目に基づく取り組みを推進します。
12	30	2. 乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり (2) 多様な主体の協働による障害児療育体制の構築	・ 自立支援協議会の障害児部会を立ち上げることになっているが構成がわかりづらく、めざす方向性につかめない。五者協とセンターが連携して部会を設置し、事業者協議会と連携して質の向上をめざすよう、具体的に記述した方がよいではないか。	・ 資料編の38ページに記載しているように、既設の「サポート手帳活用委員会」に加え、障害児支援の公民協働のネットワークづくりと課題の共有を目的とする部会会議、療育・学齢期の支援の推進のための協議を目的とするワーキング会議、サービス種別をふまえた事業所連絡会などを立ち上げていく計画であり、構成メンバー等は、今後、検討、協議します。 ・ 事業者連絡会等と連携したサービスの向上のための取り組みは、21ページの「⑤サービスの質の向上」の記述に基づいて推進します。なお、放課後等デイサービスについては、現在、厚生労働省で放課後等デイサービスガイドラインの策定がすすめられており、今後、各事業所はこのガイドラインに基づいてサービスを実施するものと考えています。 ・ 以上の理由から原案どおりとします。

番号	ページ	意見箇所	意見のあらまし	市の考え方
Ⅲ．障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項				
13	32	2. 乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり (2) 多様な主体の協働による障害児療育体制の構築	・32ページの図に「発達巡回相談」が記載されているが、本文には記述されていないので、32ページの①に巡回相談や交流保育等の市が実施しているが計画素案に記載されていない事業も盛り込むべきではないか。子ども・子育て支援事業計画にも記述されていないので、両方に記載すべきだと思う。	・発達巡回相談等については、上位計画である「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」に記載しており、今後もあかつき・ひばり園と幼稚園、保育所等が連携し、障害のある子どもの育ちを支えていくための事業に、継続して取り組んでいきますので、本計画への反映はありません。
14	34	3. 共生社会の実現と権利擁護支援に向けた取り組みの推進 (3) 権利擁護支援の体制づくり ① 成年後見制度等の利用の促進	・成年後見制度について、法人後見に加えて複数後見も推進していく必要があるのではないかな。	・ケースの状況に応じて、複数後見も含めた成年後見制度の利用を図ることができるよう、成年後見制度利用支援事業等を通じて支援を行っていきます。

【その他意見】

15	全般	・「権利擁護支援」と記述されている部分は、「権利擁護推進」または「権利擁護」にすべきではないか。憲法に定める基本的人権を実現する行動として、積極的な表現でなければならない。	・権利擁護には「権利侵害からの救済・保護」、「権利行使の保障」、「新たな権利の創造」が含まれ、支援が必要なご本人の主体性を尊重して支援するという積極的な意味で「権利擁護支援」という表現を用いていますので、原案どおりとします。
16		・「つぎ」は「次」に変更すべきではないか。子ども・子育て支援事業計画（案）では「次」である。	・ご意見をふまえ「つぎ」の表記を「次」に変更します。